

独立行政法人国民生活センター法

(平成一四年一二月四日法律第一二三号)

一、提案理由(平成一四年一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)

○石原国務大臣　ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。

以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。

次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。

初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。

これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法

の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

……………（略）……………

なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。

以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告（平成一四年一一月一九日）

○保利耕輔君　ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案につきまして、特殊法人等改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

各法律案は、特殊法人等改革基本法にのっとり、昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等を解散し、またはその事業を見直した上で、実施する必要がある事業を独立行政法人に承継するとともに、七つの特殊法人等の民営化等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず、独立行政法人国民生活センター法案等三十九法律案は、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともに、その設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で、実施する必要のある事業を担わせるため、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、役員、業務の範囲等に関する事項を定めております。

……………（略）……………

各法律案は、いずれも去る十月二十一日本院に提出され、十一月七日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日石原国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日から各法律案を一括して質疑に入り、同日及び十八日には小泉内閣総理大臣の出席を求めるなど、連日、熱心かつ慎重な審査を行いました。

審査におきましては、特殊法人等を独立行政法人とする趣旨及びその効果、独立行政法人移行後においても民間にゆだねられるものは民間にゆだねるなど、事務事業等の不断の見直しの必要性、独立行政法人評価委員会による評価のあり方、特殊法人等に在職する職員の雇用問題等、広範多岐にわたり論議が行われました。

昨十八日質疑を終局し、討論、採決の結果、各法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、各法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年一一月一八日）

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 一 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 一 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 一 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で

客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

- 一 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

三、参議院内閣委員長報告（平成一四年一月二七日）

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、直接相談、商品比較テスト廃止の是非、国民生活センターと消費生活センター等との連携強化の必要性、消費者教育の重要性、評価委員選任の在り方、国民生活センターへの天下り問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩佐委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。